

# 志木市建築物耐震改修促進計画

(令和8年4月～令和13年3月)

平成21年3月

平成28年3月改定

令和3年3月改定

令和8年3月改定

志 木 市

11 住み続けられる  
まちづくりを





## 目 次

第1	総則		
1	志木市建築物耐震改修促進計画の背景と位置付け	—————	1
2	計画期間	—————	2
3	対象区域及び対象建築物	—————	2
第2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標		
1	県及び市の地震履歴	—————	3
2	県及び市の地震環境	—————	4
3	市の地質構成及び特性	—————	5
4	市内の揺れやすさと液状化	—————	5
5	想定される地震の規模と被害	—————	6
6	志木市における地震被害想定結果	—————	7
7	建築物の耐震化の現状及び目標設定	—————	7
第3	建築物の耐震化の基本的な方針		
1	住宅の耐震化に関する方針	—————	11
2	市有建築物の耐震化に関する方針	—————	11
3	民間建築物（法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物）の耐震化に関する方針	—————	11
第4	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策		
1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み	—————	12
2	密集市街地等における住宅及び建築物の耐震化	—————	12
3	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	—————	12
4	その他の取組み	—————	14
別図	危険ブロック塀等の安全性向上を促進する緊急輸送道路及び通学路等	—————	16
資料編			
1	用語の解説	—————	17
2	図集	—————	20
3	特定既存耐震不適格建築物一覧	—————	26
4	市有建築物耐震性能保有状況	—————	27
5	志木市既存建築物耐震診断及び耐震改修補助金交付規程	—————	30



# 第1 総則

## 1 志木市建築物耐震改修促進計画の背景と位置付け

阪神・淡路大震災では、犠牲者の9割の方が建物の倒壊等によるものであったことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）が、平成7年10月27日に制定された。その後、国の中央防災会議での地震防災戦略（平成17年3月）等の方針により、10年後には被害想定を半減させることを目標に（当時の耐震化率約75%を90%にする）、住宅の耐震化を促進させることが定められた。

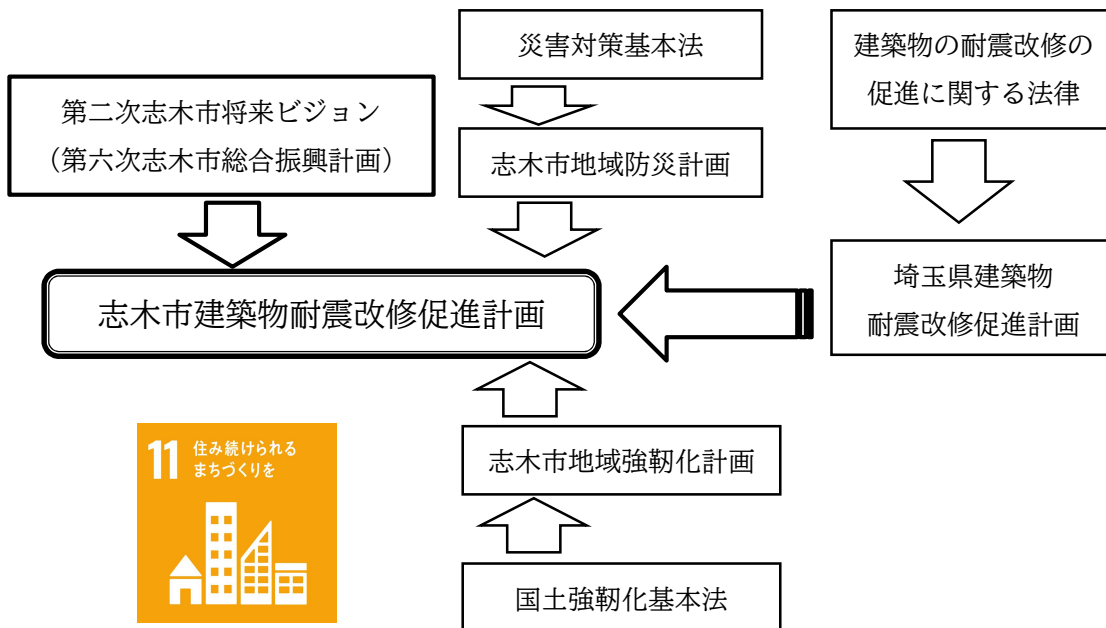
こうした方針等に基づき、埼玉県では「埼玉県建築物耐震改修促進計画」が策定され、志木市においては「志木市建築物耐震改修促進計画（平成21年3月）」を策定し、市内の建築物の耐震化の促進に努めてきた。

平成18年に国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）が、東日本大震災後の平成25年に改正され、令和2年までに住宅の耐震化率を95%とする目標が明記された。さらに、平成28年の改正では、令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する目標が明記され、その後の改正においては、目標期限が延伸されており、直近の令和7年の改正では令和17年までにおおむね解消することとされている。

これらを受け、埼玉県建築物耐震改修促進計画の平成27年度の改定において、令和2年度末の住宅の目標耐震化率が95%とされたが、目標値に到達しなかったことから、令和2年度の計画改定においては、令和7年度末の目標値は引き続き95%とされた。市でも同様に平成27年度及び令和2年度の計画改定において、住宅の目標耐震化率を95%とし、住宅の耐震化の促進を図ってきた。

しかしながら、令和7年度末においても住宅の耐震化率は推計で93%にとどまっており、目標値である95%に到達していないことから、再度計画を改定し、引き続き住宅の耐震化の促進に努めるものである。

計画の位置づけ



## 2 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

ただし、法改正等や社会情勢の変化、あるいは、進捗状況の適宜検証により、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 3 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は市内全域とする。

また、耐震改修促進施策の対象となる建築物は、建築基準法に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）導入以前に着工された建築物で、原則として以下に示す建築物とする。

表1 対象建築物

種類	内容
住宅	・戸建て住宅（併用住宅を含む） ・共同住宅（分譲）
市有建築物	・全施設
民間建築物	・法第14条に定める建築物 （多数のものが利用する建築物）

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 県及び市の地震履歴

埼玉県内で過去に発生した地震は、被害の大きかったもので、西暦 1855 年の安政江戸地震 (M6.9)、西暦 1923 年の関東大震災 (M7.9)、西暦 1931 年の西埼玉地震 (M6.9) などである。関東大震災では、県全体で死者・行方不明者 343 名、家屋全壊 4,759 戸となっており、この時の市の被害については、旧宗岡村で全半壊 50 戸との記録があるほか、荒川沿いの河川敷で液状化が発生した。

なお、埼玉県に被害を及ぼした主な地震とその被害や全国で発生した主な大地震については、表 2 及び表 3 に示すとおりである。

表 2 埼玉県に被害を及ぼした主な地震

西暦 (和暦)	地震 (災害名称)	マグニチュード	主な被害 (県内)
1923.9.1 (大正 12)	関東大地震 (関東大震災)	7.9	死者・行方不明者 343 名、住家全壊 4,759 戸 ※ 1
1931.9.21 (昭和 6)	西埼玉地震	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者 11 名、負傷者 114 名、住家全壊 63 戸 ※ 1
2011.3.11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	負傷者 45 名、建物全壊 24 戸、建物半壊 199 戸 ※ 2

※ 1 「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」より

※ 2 「平成 27 年 3 月 11 日現在、警察庁調べ」

表3 近年の主な大地震

発生日	名称	最大震度
平成7年1月17日	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	7
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	6強
平成15年9月26日	十勝沖地震	6弱
平成15年7月26日	宮城県北部地震	6強
平成15年9月26日	十勝沖地震	6弱
平成16年10月23日	新潟県中越地震	7
平成17年3月20日	福岡県西方沖地震	6弱
平成19年3月25日	能登半島地震	6強
平成20年6月14日	岩手・宮城内陸地震	6強
平成20年7月24日	岩手県沿岸北部地震	6弱
平成21年8月11日	駿河湾地震	6弱
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	7
平成23年3月12日	長野県北部地震	6強
平成23年3月15日	静岡県東部地震	6強
平成23年4月7日	宮城県沖地震	6強
平成23年4月11日	福島県浜通り地震	6弱
平成23年4月12日	福島県中通り地震	6弱
平成25年4月13日	淡路島地震	6弱
平成26年11月22日	長野県北部地震	6弱
平成28年4月14日	熊本地震	7
平成28年4月15日		6強
平成28年4月16日		7
平成28年6月16日	内浦湾地震	6弱
平成28年10月21日	鳥取県中部地震	6弱
平成30年6月18日	大阪府北部地震	6弱
平成30年9月6日	北海道胆振東部地震	7
平成31年1月3日	熊本県熊本地方地震	6弱
平成31年2月21日	胆振地方中東部地震	6弱
令和元年6月18日	山形県沖地震	6強
令和3年2月13日	福島県沖地震	6強
令和4年3月16日	福島県沖地震	6強
令和4年6月19日	石川県能登地方地震	6弱
令和5年5月5日		6弱
令和6年1月1日	能登半島地震	7
令和6年1月6日	能登半島沖地震	6弱
令和6年4月17日	豊後水道地震	6弱
令和6年8月8日	日向灘地震	6弱
令和7年7月3日	トカラ列島近海地震	6弱
令和7年12月8日	青森県東方沖地震	6強

※ 最大震度6弱以上となった地震を抽出した。

## 2 県及び市の地震環境

地震の原因は、「プレート」と呼ばれる岩盤が動くことで生じる力によるひずみが限界に達したときに発生するプレートの「ずれ」で、この「ずれ」により岩盤が大きく動いたり、破壊されることで発生する。地震は、プレートの境界で起こる海溝型地震と、プレート内部で起こる内陸型地震の2つのタイプに大別される。

海溝型地震は、この岩盤同士の境界線で地球内部に沈み込もうとする海洋側のプレートが、大陸側のプレートを地球内部へ引きずり込もうとする圧力によるひずみが元に戻ろうとすることで起こる地震である。\*1

また、プレート内部で起こる内陸型地震は、プレートに作用する圧縮力によるひずみが限界に達し、岩盤が破壊されて起こる地震で、特に地表部近くで起こる活断層型地震は、大きな揺れの地震となることがある。<sup>\*2</sup>

平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書では、埼玉県内で影響を受けると想定される地震が次のとおり示されている。

- ① 東京湾北部地震（海溝型）
- ② 茨城県南部地震（海溝型）
- ③ 元禄型関東地震（相模トラフ沿いのM8クラスの地震）
- ④ 関東平野北西縁断層帯地震
- ⑤ 立川断層帯地震

※ 「想定地震震源断層位置図」を【資料編：図1】に示す。

\* 1 関東大地震（関東大震災）、十勝沖地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）など

\* 2 西埼玉地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震、大阪府北部地震など

### 3 市の地質構成及び特性

市内の地質は、宗岡地区を中心とした荒川低地及び柳瀬川低地では沖積層（比較的柔らかい地質）であり、志木地区を中心とした武蔵野台地では洪積層（比較的硬い地質）である。

#### (1) 荒川低地及び柳瀬川低地（沖積層）

荒川低地の沖積層厚は約 20m前後と推定され、河川の浸食により現れた沖積層の平野である柳瀬川低地の沖積層厚は 20m以下と推定されている。

沖積層は新しい地層であり古い地盤と比べ軟弱で、地震動が増幅されやすく、液状化などが起きやすいという特性がある。

#### (2) 武蔵野台地（洪積層）

武蔵野台地（洪積層）は、旧多摩川による扇状地で、扇状地堆積物である武蔵野礫層とその上部に堆積するローム層からなり、ローム層の厚さは一般に 6～10m程度で、下層から武蔵野ローム層、立川ローム層、黒土の順で堆積構成されている。

洪積層は、沖積層に比べて古い地盤であり、硬質で安定した地盤である。

### 4 市内の揺れやすさと液状化

#### (1) 揺れやすさ

地質の構成及び特性から、荒川低地及び柳瀬川低地では軟弱な地盤である沖積層の上に盛土されているため、地震動が増幅されやすい。また、武蔵野台地の縁端部は、宅地造成等による切盛土となっている場所が多く、このような場所では地盤が不安定となり

やすい。

一方、武蔵野台地は、厚さ6～10m程度のローム層であり、安定した地盤であるため、揺れは比較的小さくなると考えられる。

(2) 液状化

荒川低地及び柳瀬川低地は厚い沖積層の軟弱地盤からなり、荒川、柳瀬川によって運ばれた砂質土に覆われ、地下水位も高く、液状化が発生しやすい地盤である。特に旧河道や後背低地は、地下水位が高く均一な砂質土が堆積しているため、液状化を起こしやすいと考えられる。

※ 「液状化予測」は、【資料編：2 図集 図2】を参照。

5 想定される地震の規模と被害

埼玉県が東日本大震災を踏まえて実施した「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」では、想定地震と地震発生の確率について、次のように想定している。

【想定地震と発生確率】

海溝型地震	再検証	東京湾北部地震	M7.3	フィリピン海プレート上面の震源の深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	再検証	茨城県南部地震	M7.3	
	新規	元禄型関東地震 (相模湾～房総沖)	M8.2	首都圏に大きな被害をもたらしたとされる元禄地震（関東大震災）を想定 ※今後30年以内
活断層型地震	変更	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定
	再検証	立川断層帯地震	M7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証

※ 地震調査研究推進本部による長期評価を参照

この「想定地震」では、「東京湾北部地震」の発生する確率が70%と他の地震と比べて高く、埼玉県地域防災計画地震対策編の「災害対応の方針」で対処すべきものとされている。

市では、この「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」のデータを活用し、液状化や建物被害等の被害想定のもと、「志木市地域防災計画」を定めている。

## 6 志木市における地震被害想定結果

市の地震被害想定は、「埼玉県被害想定調査」において対象とした想定震源及び前提条件より、次のとおりである。

表4 建物被害の想定(志木市)

( ) は全壊、半壊率%

地震名	揺れによる被害		液状化による被害		揺れ+液状化被害	
	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数
東京湾北部地震	89 (0.60)	726 (4.88)	100 (0.68)	174 (1.17)	190 (1.27)	900 (6.06)
茨城県南部地震	0 (0.00)	12 (0.08)	36 (0.24)	62 (0.42)	36 (0.24)	74 (0.50)
元禄型関東地震	2 (0.01)	87 (0.59)	31 (0.21)	54 (0.36)	33 (0.22)	141 (0.95)
関東平野北西縁断層帯地震	39 (0.29)	331 (2.23)	35 (0.24)	61 (0.41)	74 (0.50)	392 (2.64)
立川断層帯地震	11 (0.07)	179 (1.20)	1 (0.01)	1 (0.01)	12 (0.08)	180 (1.21)

※ 「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」より

※ 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケースの中で最も大きな値としている。

※ 小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがある。

このデータから、市において現時点で特に注意を要する地震（発生時に最も本市に重大な被害をもたらす可能性のある地震）は、東京湾北部地震であると考えられる。なお、予想される震度については次のとおりである。

### 【志木市に影響があると想定される地震と震度】

表5 志木市の最大震度

東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	地震の最大計測震度
6弱	5強	6弱	6強	6強	6強

※ 「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」より志木市の数値を抜粋

## 7 建築物の耐震化の現状及び目標設定

本計画の対象建築物である「住宅」の令和 12 年度末の耐震化率の目標、及び「市有建築物」の耐震化率の最終目標は、それぞれ以下に定めるとおりである。

なお、この目標値は、概ね5年ごとに耐震化の進捗状況により検証を行うものとする。

(1) 住宅の耐震化の現状及び目標設定

令和5年に実施された住宅・土地統計調査を基に推定する令和7年度末における住宅の耐震化の状況は、統計調査の対象となった住宅総数 33,464 戸のうち耐震性のある住宅が 31,320 戸であることより、耐震化率は約 94%と推計した。

この数値を参考にするとともに、埼玉県建築物耐震改修促進計画における目標耐震化率が 95%であることから、これに合わせ本計画では令和 12 年度末における住宅の目標耐震化率を 95%と設定する。

表6 住宅耐震化率の現状と推計

	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の住宅		昭和 56 年 6 月以降住宅	計	耐震化率 (%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
平成 25 年 10 月 1 日 現在	5,560	4,072	1,488	23,850	29,410	86.15
平成 30 年 10 月 1 日 現在	5,438	3,334	2,104	26,913	32,150	90.26
令和 5 年 10 月 1 日 現在	5,315	2,514	2,801	27,805	33,120	92.41
令和 8 年 3 月 31 日 現在	5,259	2,145	3,114	28,206	33,465	<b>93.59</b>
令和 13 年 3 月 31 日 推計	5,134	1,325	3,809	29,096	34,230	<b>96.13</b>

(2) 市有建築物の耐震化の現状及び目標設定

令和 8 年 3 月末現在、耐震性を確保すべき市有建築物は全部で 83 棟であり、そのうち耐震性を有する建築物は 79 棟である。(小中学校は耐震化をすべて完了。) 本計画では、昭和 56 年以前の市有建築物の最終目標耐震化率を 100%と設定し、「志木市公共施設等マネジメント戦略」との整合を図りながら耐震化の促進を図る。

表7 耐震化の現状（全施設）

令和8年3月末現在（単位：棟）

市有建築物		昭和56年5月までに着工された旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準建築物(A)	計	耐震化率	最終目標耐震化率	
		耐震性無(C)	耐震性有(B)					
学校		33	0	33	11	44	100%	100%
劇場・集会場等	宗岡公民館、総合福祉センター、市民サービスステーション、柳瀬川図書館 (※市民会館は市民体育館との複合化予定)	1	0	1	3	4	100%	100%
	八ヶ岳自然の家	1	0	1	0	1	100%	100%
市営住宅		0	0	0	2	2	100%	100%
社会福祉施設	保育園、学童保育、第二福祉センター、第二福祉作業所、健康増進センター	1	0	1	9	10	100%	100%
庁舎等	柳瀬川駅前出張所、消防署、水道庁舎、市庁舎	1	0	1	3	4	100%	100%
その他	ポンプ場、浄水場	2	0	2	2	4	100%	100%
	駐車場・駐輪場	0	0	0	2	2	100%	100%
	防災倉庫、消防団車庫	0	0	0	6	6	100%	100%
	体育館2棟、武道館、村山快哉堂、郷土資料館、埋蔵文化財保管センター (※秋ヶ瀬スポーツセンター建替予定)	4	4	0	2	6	33%	100%
計		43	4	39	40	83	95%	100%

表8 耐震化の現状(法第14条第1号に規定する市有建築物)

令和8年3月末現在(単位:棟)

市有建築物	昭和56年5月までに着工された旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物(A)	計	耐震化率	最終目標耐震化率		
	耐震性無(C)	耐震性有(B)						
学校	24	0	24	5	29	100%	100%	
劇場・集会場等	0	0	0	3	3	100%	100%	
市営住宅	0	0	0	1	1	100%	100%	
社会福祉施設	0	0	0	2	2	100%	100%	
庁舎等	1	0	1	1	2	100%	100%	
その他	駐車場・駐輪場	0	0	0	2	2	100%	100%
	体育館2棟	2	2	0	0	2	0%	100%
計	27	2	25	14	41	95%	100%	

※ この表の施設の詳細は【資料編：市有建築物耐震性能保有状況】に示す。

(3) 法第14条第1号に規定する民間建築物の耐震化の現状及び目標設定

埼玉県建築物耐震改修促進計画では、法第14条第1号に規定する用途・規模の民間建築物の耐震化率は96%(令和6年度末)で、令和12年度までに法第14条第1号の民間建築物の耐震化目標として耐震性が不十分な建築物をおおむね解消するとしている。

こうした県の目標を踏まえて、本計画においても令和12年度までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とする。

## 第3 建築物の耐震化の基本的な方針

### 1 住宅の耐震化に関する方針

市では、これまで、耐震診断や耐震改修に対する補助金交付制度を設け、住宅の耐震化促進の必要性を啓発してきており、今後においても、住宅の耐震化は減災や迅速な復興に欠かせない条件であることから、補助金交付制度を継続し、さらなる耐震化の促進を図る。

なお、分譲マンションについては、区分所有者（居住者等）の合意形成が困難な場合が多く、耐震診断及び改修の進捗が得られない状況があるため、相談窓口の設置など効果的な意識啓発及び情報提供により耐震化を図る環境の整備に努める。

### 2 市有建築物の耐震化に関する方針

市有建築物の耐震化は、常に市民が利用する施設であることから、安全を確保し安心して利用できるよう、志木市公共施設等マネジメント戦略に沿って計画的に耐震化を図る必要がある。

なお、避難所となる学校施設については、耐震改修により既に耐震性を確保している。

### 3 民間建築物（法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物）の耐震化に関する方針

耐震性のない民間建築物は、市民の日常生活の場所であり、発災時に大きく損傷すれば市民の人命にかかわる大きな被害が発生する可能性がある。耐震性の確保は早期の復興に寄与することから、民間建築物の所有者に対して、市は埼玉県と協力し補助金交付制度など支援施策の情報提供及び意識啓発に努める。

## 第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み

市は、本計画により住宅及び市有建築物の耐震化の促進を図るため、国及び埼玉県と適切な役割分担と連携のもと、次の住宅及び建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の支援施策に取り組む。

- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供
- ・ 住宅の耐震診断及び耐震改修に係る補助金交付制度の充実
- ・ 無料簡易耐震診断の実施
- ・ 耐震改修相談会の周知
- ・ マンション管理対策の普及、相談窓口の設置
- ・ 通学路等沿道の危険ブロック塀等に対する補助金交付制度の実施及び安全性に関する啓発

【担当：建築開発課】

### 2 密集市街地等における住宅及び建築物の耐震化

密集市街地における計画的な市街地の形成を図るための整備手法として、市街地開発事業の実施や安全に配慮した地区計画の促進などがある。

これらは、災害に対する危険性の高い市街地の改善等に有効であるため、市街地開発事業の推進及び地区計画の促進に努める。

【担当：都市計画課】

### 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図る支援の概要

#### (1) 助成制度の活用（国・埼玉県）

##### ア 住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）（国）

国は、住宅や建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための補助事業である「住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）」を令和8年度以降も継続する方針である。

なお、市が行う耐震診断及び耐震改修補助金交付制度は、この事業を活用し運用する。

##### イ 埼玉県建築物耐震改修等制度（埼玉県）

埼玉県は、次表に掲げる昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修に対して補助金交付を行っている。

## 埼玉県建築物耐震改修等補助制度補助金交付対象建築物

用途	階数・規模
体育館	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上
小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、老人ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設等	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、百貨店、マーケット、飲食店、劇場、集会場、映画館、事務所、ホテル、賃貸共同住宅等	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上

## (2) 助成制度の活用（志木市）

## ア 志木市既存建築物耐震診断及び耐震改修補助金交付制度

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅の耐震化を促進するため、一定の要件を満たす住宅の耐震診断及び耐震改修等に対し費用の一部を助成する。

## ① 対象建築物

市内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認通知書を取得し着工した所有者の居住の用に供する一戸建て及び共同住宅で、適正に管理されているもの。

## ② 耐震診断・耐震改修等の概要

## a 耐震診断

- ・木造建築物の場合は、(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」による判定であること。
- ・木造以外の建築物の場合は、耐震診断結果を耐震判定委員会に諮ったものであること。

## b 耐震設計（共同住宅）

- ・耐震診断の結果を基に補強工事を行うための設計で耐震判定委員会に諮ったものであること。

## c 耐震改修

- ・耐震診断結果より耐震設計を行い実施する改修工事又は戸建住宅建替工事。
- ※ 資料編：5 志木市既存建築物耐震診断、耐震設計及び耐震改修補助金交付規程参照

## イ 志木市危険ブロック塀等撤去改修補助金交付制度

道路等に面する危険ブロック塀等は、発災時の倒壊により人命を奪うばかりでなく、道路を塞ぎ被災者支援の妨げとなるので、改修に係る費用に対して補助金を交付し耐震化の促進を図る。

## 4 その他の取組み

### (1) 地震ハザードマップ等の活用

市は、地震による建物被害や液状化等の被害想定並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法や避難場所等を地図上に表した地震ハザードマップの周知に努める。

### (2) 窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

市は県と連携を図り、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者(管理者)に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の助言等を行う。

### (3) エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、埼玉県を含め全国 20 都道県で合計 257 件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認された。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要することから、市は県と連携を図り、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策に努めるよう啓発を行う。

### (4) 家具の転倒防止対策

市は、建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、家具や電化製品の転倒防止の重要性について、啓発を図るとともに、県の「家具固定サポーター登録制度」や市の「家具転倒防止器具お助け隊」の周知を図る。

### (5) 地震保険の加入率向上

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果がある。令和 6 年度の地震保険の世帯加入率は、全国平均で約 35.4%、埼玉県の世帯加入率が約 33.7%となっている。

市は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努める。

### (6) 新耐震基準の木造住宅への対応

平成 28 年 4 月に発生した平成 28 年熊本地震及び令和 6 年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市は県との適切な役割分担のもと、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策の促進に努める。

(7) リフォームの機会を捉えた耐震改修

耐震改修だけでは、所有者の改修意欲が上がらない場合などが考えられる。

そこで、市は県との適切な役割分担のもと、省エネやバリアフリー等のリフォームと合わせた耐震改修の情報提供等を行い、所有者の耐震化の意欲向上に努める。

(8) 段階的な耐震改修

住宅全体の耐震基準を満たすことが必要であるが、所有者の資金不足等により、直ちに耐震基準を満たす耐震改修等を実施することが困難となる場合が考えられる。

そこで、当面の措置として、緊急的に耐震基準を満たさない水準で耐震改修を実施し、資金不足等の課題が解消された後に、住宅全体の耐震基準を満たす段階的な耐震改修を実施することなども考えられるため、市は県との適切な役割分担のもと、地域の実情に応じ、段階的な耐震改修の普及に努める。

(9) 建築物の土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられる。

市は県との適切な役割分担のもと、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や移転等の対策実施に向けて取り組む。

# 別図 危険ブロック塀等の安全性向上を促進する緊急輸送道路及び通学路等



## 資料編

### 1 用語の解説

**耐震改修促進法** 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」のこと。以下、本計画中で単に「法」と省略する場合もこの法律のことをいう。

**耐震改修** 耐震診断の結果、耐震性に問題がある建築物の補強工事のこと。耐震補強を施す部分としては、建築物の基礎、土台、壁、筋かい、屋根などである。

**耐震設計** 耐震改修工事を実施するための設計のこと。補助事業の中では、耐震設計内容について(財)日本防災協会による全国耐震ネットワーク委員会に参加の「耐震判定委員会」において行われた判定をもって耐震設計としている。

**旧耐震基準** 昭和56年6月1日の耐震基準の見直し以前に用いられていた耐震基準のこと。阪神・淡路大震災をはじめとする近年の大地震では、旧耐震基準の建築物の被害が多く発生している。

**新耐震基準** 昭和53年の宮城県沖地震の後に見直され、昭和56年6月1日に施行された耐震基準のこと。建築物の耐用年数の間に何度かは遭遇する中規模の地震(震度5強程度)に対しては、建築物の構造体を無被害にとどめ、極めて稀に遭遇するような大地震(震度6強程度)に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標とした基準である。

**耐震性あり** 新耐震基準と同レベルの耐震性能があることをいう。

**耐震性なし** 昭和56年5月31日以前に着工された建築物のうち、耐震診断の結果、新耐震基準と同レベルの耐震性能はないと判定されること、及び耐震診断が未実施であるために耐震性能が不明なことをいう。

**耐震化** 耐震診断の結果、耐震性がないと判断された旧耐震基準の建築物(昭和56年5月31日以前に着工された建物)に、耐震改修(耐震補強工事)や改築(建て替え)を行い地震に対する安全性を確保することをいう。

**耐震化率** 建築物の総数に対する現行の建築基準法による耐震基準を満たしている建築物

の割合。国土交通省が法に基づき目標値を定めている。

**耐震診断** 地震に対して建築物が、どの程度耐えられるかを、建物の図面や実地調査から新耐震基準と比較して判断すること。

**無料簡易耐震診断** 市が（財）日本建築防災協会の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を用いて、木造住宅を対象に、無料で行う簡易な診断。対象とする建築物は、昭和 56 年以前に建築された木造 2 階建て以下の住宅で、300 m<sup>2</sup>以下とする。図面に基づき行い現地調査を行わないため、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（（財）日本建築防災協会 発行）に定める「一般診断」とは異なる。

**志木市地域防災計画** 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき設置された志木市防災会議が策定する計画。

**海溝型地震** プレートとは、地球の表面を覆う厚さ約 100 km の十数枚の岩盤のことを言い、これらのプレートが年間数 cm ～ 10 数 cm 程度の速度で平行移動しながら、ぶつかったり、潜り込んだりすることから地震が生じる。海のプレートが陸のプレートの下に沈み込む時に、陸のプレートの先端がまき込まれ、やがて反発力によって跳ね返るときに生じる地震を海溝型（プレート境界型）地震という。

**内陸型地震** プレートに作用する圧縮力によるひずみが限界に達し、岩盤が破壊されて起こる地震を内陸型（直下型）地震という。特に地表部近くで起こる活断層型地震は、大きな揺れの地震となることがある。

**活断層** 地質学的に最近の期間（数 10 万年～200 万年）において地震を繰り返し発生させ、今後も引き続き活動して地震を引き起こす可能性の高い断層のことをいう。プレートに蓄積されたひずみが限界に達した時に岩盤が破壊され、生じたずれを断層という。

**マグニチュード** 震源から放出される地震のエネルギーの大きさを数字で示したもので、M で表される。

**沖積層** 今から約 2 万年前以降に形成された比較的新しい地層。河川等により運ばれた腐植土、泥土が堆積して形成される層で、一般に軟弱であることが多い。

**洪積層** 約 2 ～ 200 万年前に形成された古い地層。洪積層は固結しており、構造物の基礎を支持する良好な地盤とされている。

**液状化** 地盤は、砂や土、水などで構成されており、普段はこの土や砂の粒子がかみ合っていて安定した状態を保っている。しかし、地震による強い震動を受け、このかみ合わせがはずれて粒子がばらばらになり地下水の中に浮いたような状態になることを液状化という。地盤が液状化すると次のような被害が起きる。

- ① 地盤の支持力が低下することにより発生する建物等の沈下や傾斜
- ② 噴砂（水と砂が地中から噴き上げてくる現象）などによる被害

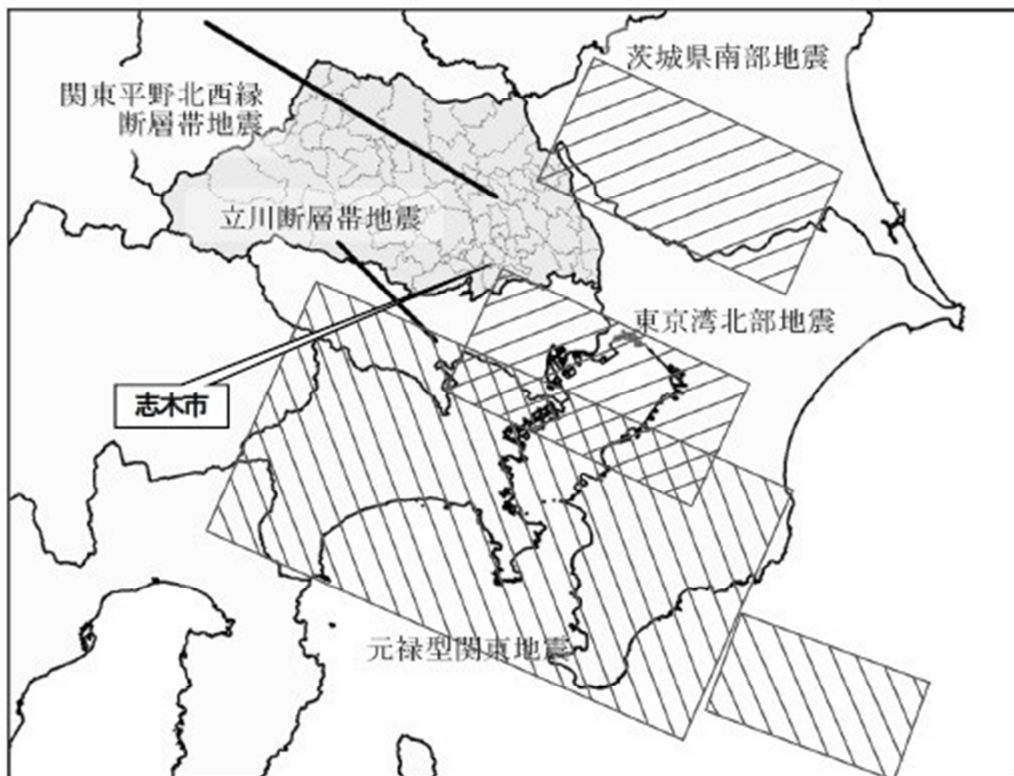
**特定既存耐震不適格建築物** 昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建設され、一定の用途と一定の規模以上で不特定多数の利用が見込まれる建築物や地震の際、被害が大きいと見込まれる建築物。法により耐震診断の実施が義務づけられている。（資料編：3 特定既存耐震不適格建築物一覧参照）

**住宅** 「志木市建築物耐震改修促進計画」における住宅とは、戸建て専用住宅、戸建て兼用住宅、及び共同住宅（分譲マンション）をいいます。

**民間建築物** 民間（個人や法人）が管理、所有する建物のうち、法第 14 条に規定された建築物を対象としている。分譲マンションは「志木市建築物耐震改修促進計画」において「住宅」に位置づけられているが、一定規模以上の賃貸マンションは「民間建築物」に位置づけられている。なお、法第 14 条では、建物の用途や規模により特定既存耐震不適格建築物を規定しており、民間建築物の全てが対象ではない。

## 2 図集

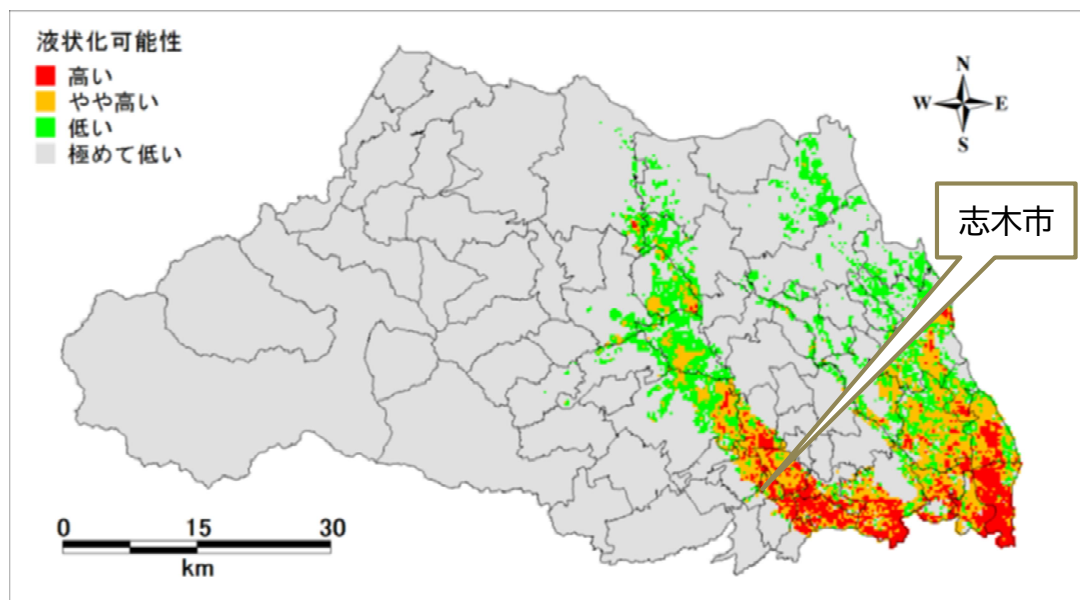
図1 想定地震震源断層位置図



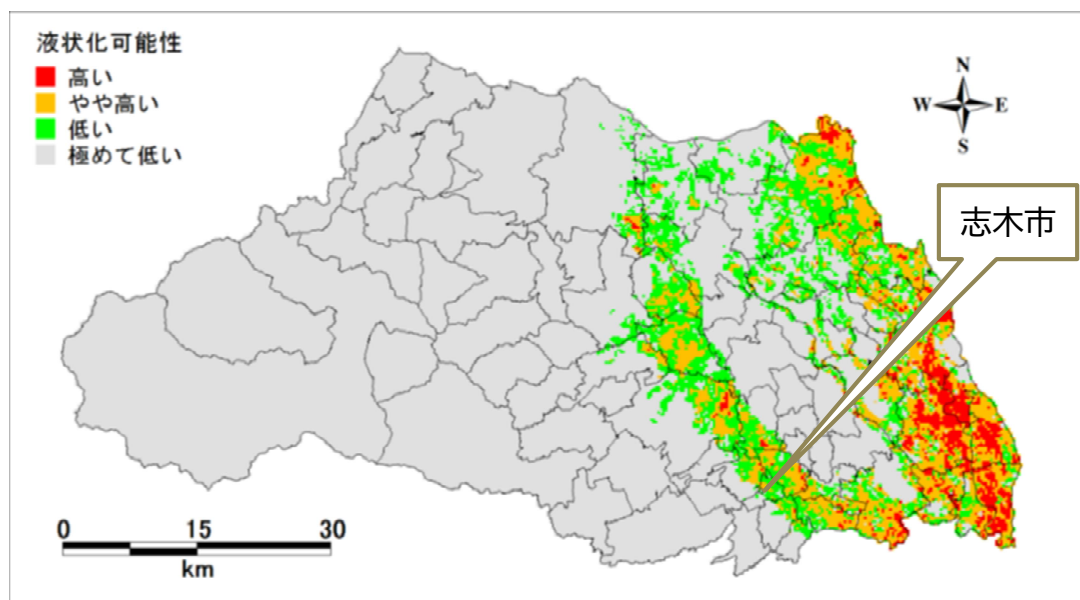
(志木市地域防災計画（令和5年3月）震災対策編第1章)

図2 液状化危険度分布図  
平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

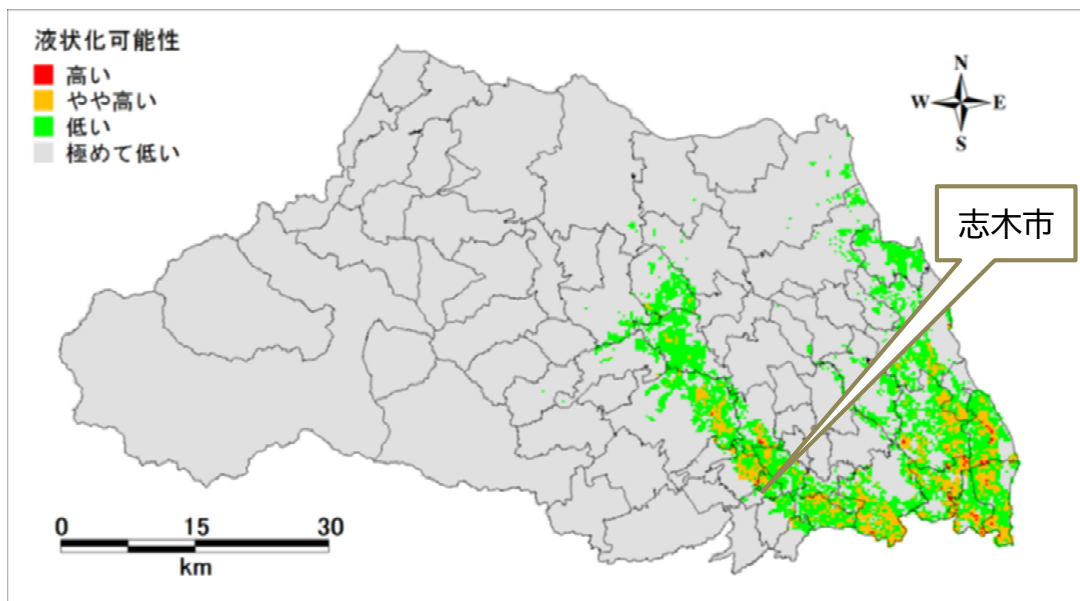
(1) 【東京湾北部地震】



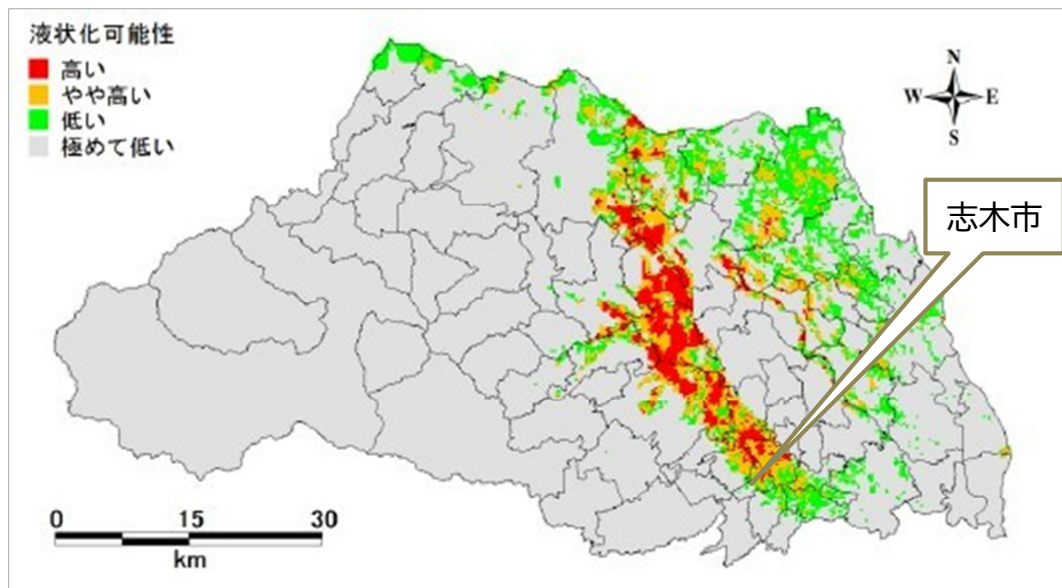
(2) 【茨城県南部地震】



(3) 【元禄型関東地震】



(4) 【関東平野北西縁断層帯地震】



(5) 【立川断層帯地震】

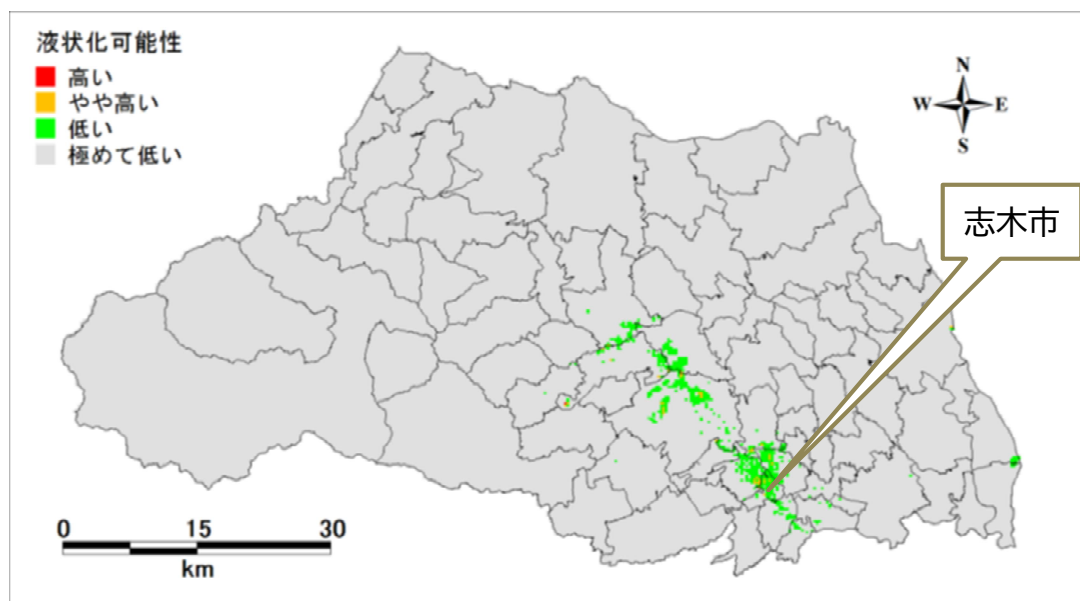
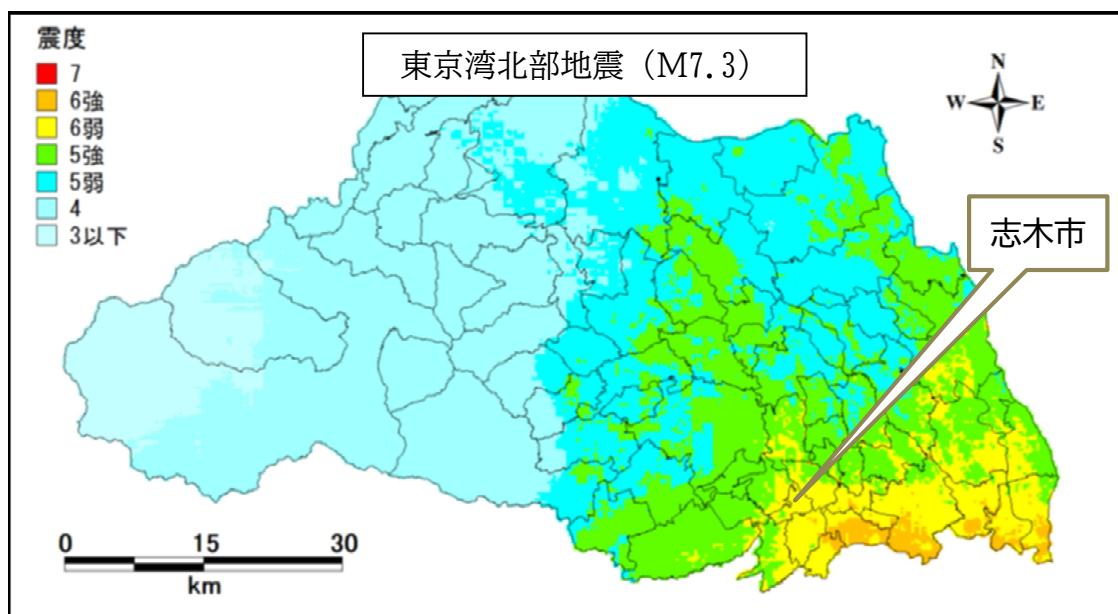


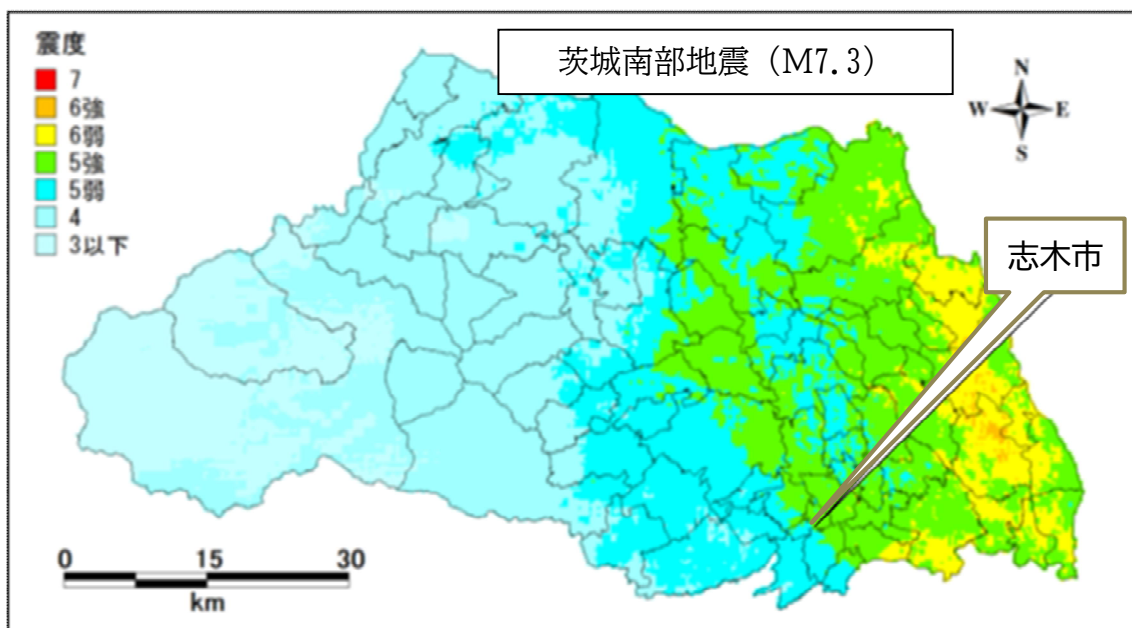
図3 震度分布図

平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

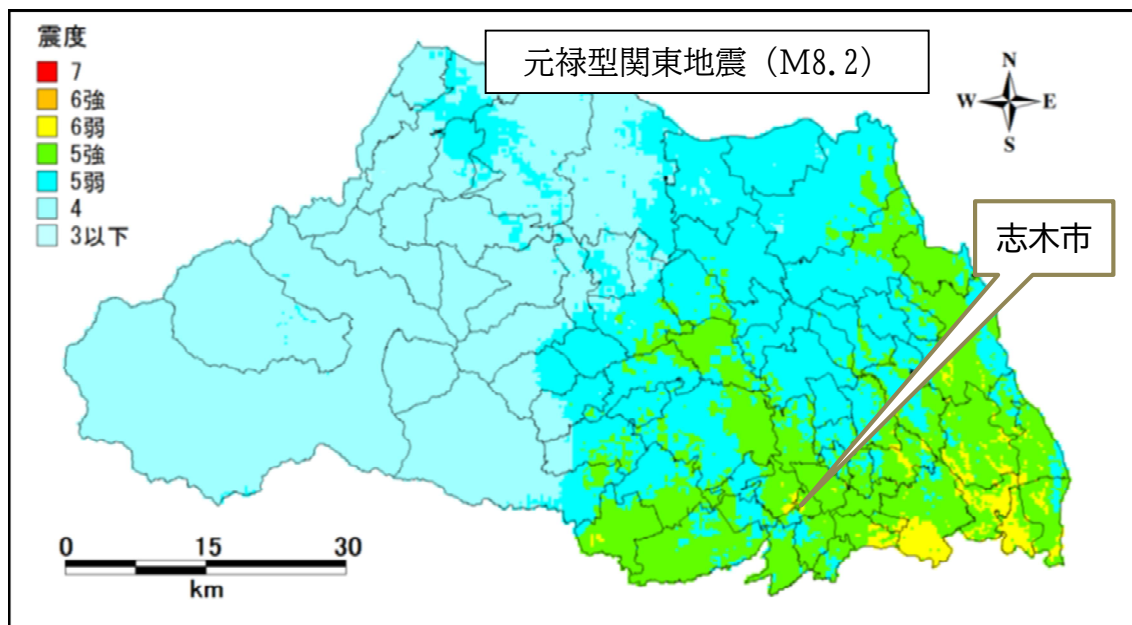
(1) 【東京湾北部地震】



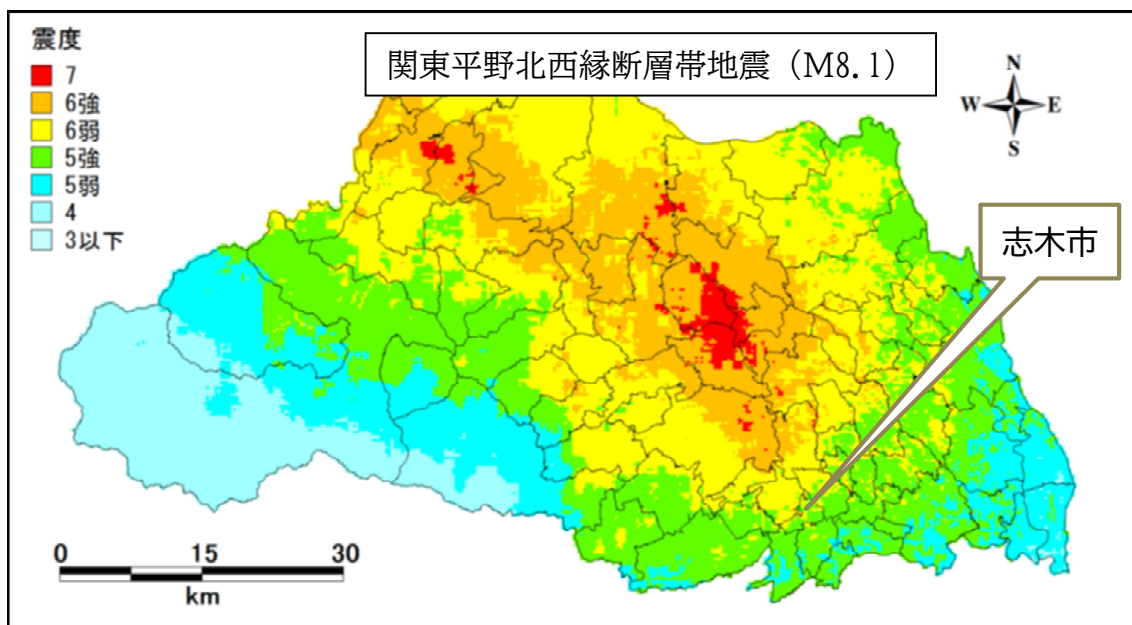
(2) 【茨城県南部地震】



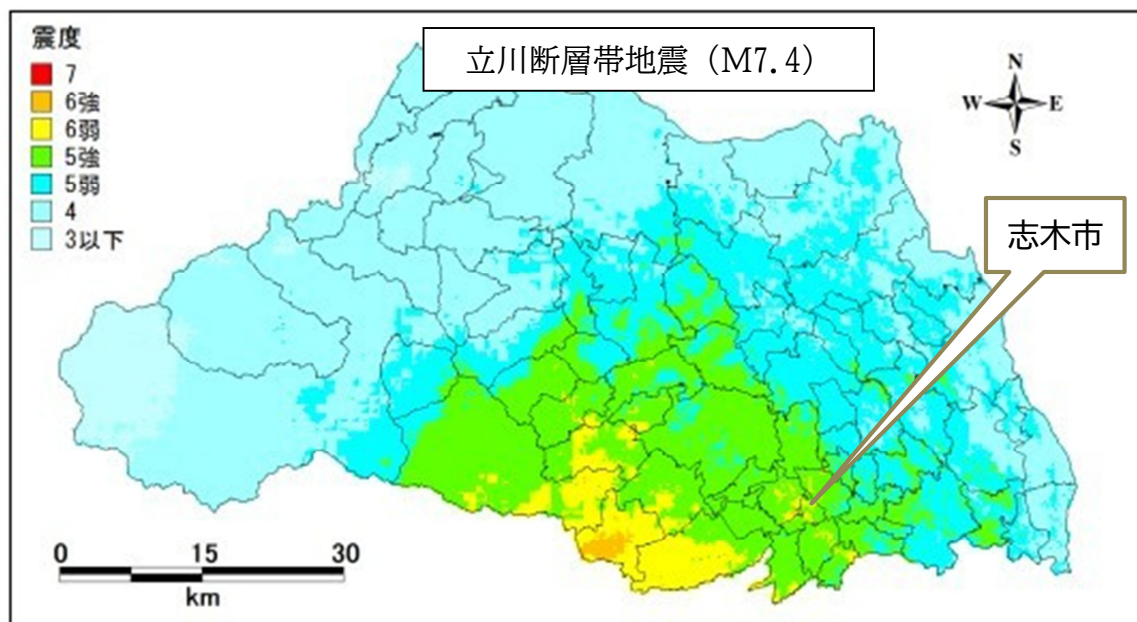
(3) 【元禄型関東地震】



(4) 【関東平野北西縁断層帯地震】



(5) 【立川断層帯地震】



### 3 特定既存耐震不適格建築物一覧

次に掲げる用途・規模で耐震性のない建築物を「特定既存耐震不適格建築物」という。

用途		規模要件	
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
避難路沿道建築物			耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）

## 4 市有建築物耐震性能保有状況

## (A) 耐震性あり 昭和 56 年 6 月以降の建築物〈新耐震基準〉

令和 7 年度末

No.	建築物用途	施設名称	構造	階数		面積 (㎡)	竣工年度	備考
				地下	地上			
1	学校	志木小学校教室棟	RC/SRC		3	3,896	平成 15 年	1
2		志木小学校体育館・生涯学習棟	RC/SRC		3	6,390	平成 15 年	2
3		志木第三小学校渡り廊下	S		2	48	平成 18 年	
4		志木第四小学校北校舎増築棟	RC		4	1,311	昭和 58 年	3
5		志木第四小学校体育館	S		2	986+	昭和 57 年	
6		宗岡第四小学校体育館	S		2	931	昭和 57 年	
7		宗岡第四小学校校舎増築棟	RC		4	994	平成 30 年	
8		志木中学校校舎増築棟	RC		2	389	平成 21 年	
9		志木第二中学校柔剣道場	S		1	435	平成 7 年	
10	11 棟、うち特定 建築物 5 棟	宗岡第二中学校校舎	RC		4	4,587	昭和 57 年	4
11		宗岡第二中学校体育館	S		2	1,095	昭和 58 年	5
12	劇場・集会場等 3棟すべて特定建築物	総合福祉センター	RC/SRC		5	5,920	昭和 59 年	6
13		柳瀬川図書館	RC	1	2	2,326	平成 4 年	7
14		市民サービスステーション	RC/SRC	2	8	505	平成 12 年	8
15	賃貸住宅等 2棟、うち特定建築物 1 棟	市営中野団地	RC		4	892	昭和 61 年	
16		市営城山団地	RC		3	1,028	平成 3 年	9
17	社会福祉施設等	いろは保育園	W		2	968	平成 13 年	10
18		宗岡学童保育クラブ	W		1	176	平成 15/26 年	
19		志木第二学童保育クラブ	S(軽量)		2	197	平成 17 年	
20		志木第二学童保育クラブ増設棟	W		1	136	平成 26 年	
21		宗岡第三学童保育クラブ	W		1	132	平成 22 年	
22		宗岡第四学童保育クラブ	W		1	174	平成 24 年	
23		第二福祉センター	RC		2	1,535	平成 3 年	11
24	10 棟、うち特定 建築物 3 棟	第二福祉作業所	S(軽量)		1	137	平成 2 年	
25		健康増進センター	S		2	770	平成 22 年	
26		柳瀬川駅前出張所	S		2	177	平成 5 年	
27	庁舎・消防 署・水道庁舎	水道庁舎	W		2	417	平成 28 年	
28		市庁舎	RC/SRC		4	10,855	令和 4 年	
29	その他	大原浄水場	RC		1	1,467	平成 7 年	
30		宗岡浄水場	RC		3	1,767	平成 12 年	
31		柳瀬川駅前自転車駐車場	S		3	1,450	昭和 63 年	12
32		志木駅前地下駐車場、自転車駐車場	RC	2	1	12,056	平成 12 年	13
33		防災倉庫	S(軽量)		2	100	平成 3 年	
34		消防団第 1 分団車庫	S		2	137	昭和 59 年	
35		消防団第 2 分団車庫	S		2	97	平成 17 年	
36		消防団第 3 分団車庫	S		2	54	令和 5 年	
37		消防団第 4 分団車庫	S/W		1	94	令和元年	
38		消防団第 5 分団車庫	S		2	98	令和 3 年	
39		伝統的建造物旧村山快哉堂	W		1	77	平成 13 年	
40		埋蔵文化財保管センター	W		2	480	平成 22 年	

は、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する用途・規模の建築物

(B) 耐震性あり 昭和 56 年 5 月までに着工された建築物〈旧耐震基準〉

令和 7 年度末

No.	建築物用途	施設名称	構造	階数		面積 (㎡)	竣工年度	備考	
				地下	地上				
1	学校	志木小学校南校舎	RC		4	1,801	昭和 52 年	1	
2		宗岡小学校東校舎	RC		4	1,915	昭和 45 年	2	
3		宗岡小学校西校舎	RC		4	3,004	昭和 48 年	3	
4		宗岡小学校体育館	S/RC		2	926	昭和 45 年		
5		志木第二小学校南校舎	RC		3	2,746	昭和 43 年	4	
6		志木第二小学校北校舎	RC		3	2,665	昭和 46 年	5	
7		志木第二小学校給食室・渡り廊下	RC		2	613	昭和 43 年		
8		志木第二小学校体育館	S		2	840	昭和 44 年		
9		宗岡第二小学校南校舎	RC		4	2,383	昭和 48 年	6	
10		宗岡第二小学校北校舎	RC		4	2,493	昭和 48/53 年	7	
11		宗岡第二小学校体育館	S		2	937	昭和 48 年		
12		宗岡第二小学校渡り廊下	RC		4	97	昭和 48 年		
13		志木第三小学校北校舎	RC		1	1,784	昭和 45 年	8	
14		志木第三小学校北校舎増築棟	RC		4	816	昭和 48 年		
15		志木第三小学校中校舎	RC		3	1,931	昭和 48/54 年	9	
16		志木第三小学校南校舎	RC		3	945	昭和 38 年		
17		志木第三小学校体育館	S/RC/SRC	1	2	904	昭和 39 年		
18		宗岡第三小学校校舎	RC		4	2,786	昭和 52 年	10	
19		宗岡第三小学校校舎 2 階建棟	RC		4	356	昭和 52 年		
20		宗岡第三小学校体育館	S		2	1,089	昭和 52 年	11	
21		志木第四小学校北校舎	RC		4	1,795	昭和 55 年	12	
22		志木第四小学校南校舎	RC		4	1,702	昭和 55 年	13	
23		志木第四小学校渡り廊下	RC		4	1,167	昭和 55 年	14	
24		宗岡第四小学校校舎	RC		4	3,799	昭和 55 年	15	
25		志木中学校教室棟	RC		4	4,838	昭和 50/56 年	16	
26		志木中学校特別教室棟	RC		4	1,786	昭和 50 年	17	
27		志木中学校体育館	S		2	1,176	昭和 51 年	18	
28		志木第二中学校教室棟	RC		4	4,444	昭和 48/56 年	19	
29		志木第二中学校特別教室棟	RC		4	1,786	昭和 48 年	20	
30		志木第二中学校体育館	S		2	1,037	昭和 48 年	21	
31		宗岡中学校教室棟	RC		4	3,931	昭和 50 年	22	
32		33 棟、うち特 定建築物 24 棟	宗岡中学校特別教室棟	RC		4	1,815	昭和 50/53 年	23
33			宗岡中学校体育館	S		2	1,137	昭和 50 年	24
34	劇場・集会場等	宗岡公民館	RC		2	979	昭和 52 年		
35	ホテル・旅館等	八ヶ岳自然の家	RC		2	2,383	昭和 52 年		
36	社会福祉施設等	北美保育園	W		1	423	昭和 47 年		
37	庁舎・消防署	志木消防署庁舎	RC		3	1,262	昭和 51 年	25	
38	その他	館第一排水ポンプ場	RC	1	3	995	昭和 54 年		
39		志木中継ポンプ場	S	2	2	1,246	昭和 57 年		

は、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する用途・規模の建築物

## (C) 耐震性なし 未耐震改修

令和7年度末

No.	建築物用途	施設名称	構造	階数		面積 (㎡)	竣工年度	備考
				地下	地上			
1	その他 4棟、うち特 定建築物2棟	武道館	S		1	209	昭和45年	
2		郷土資料館	W		1	216	昭和53年	
3		市民体育館	S/RC		3	4,827	昭和55年	1
4		市民体育館武道場	RC		3	1,161	昭和55年	2
	劇場・集会場等 2棟全て特定建築物	市民会館管理棟(除却)	RC		3	2,371	昭和55年	市民体育館との 複合化予定
		市民会館ホール棟(除却)	RC		3	2,962	昭和53年	
		秋ヶ瀬スポーツセンター(除却)	S/RC		3	887	昭和48年	建替予定

は、耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物

## 5 志木市既存建築物耐震診断、耐震設計及び耐震改修補助金交付規程

平成 17 年 3 月 18 日

告示第 38 号

(目的)

第 1 条 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定した志木市建築物耐震改修促進計画に定める建築物の耐震化の基本的な方針にのっとり地震による既存の建築物の倒壊を防止するため、耐震診断、耐震設計及び耐震改修を行った者に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより、安全な建築物の整備の促進を図るとともに、防災意識の啓発の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 自己の居住の用に供する建築物をいい、併用住宅（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 2 号に規定する住宅をいう。）を含むものとする。
- (2) 共同住宅 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）に規定する区分所有者（以下「区分所有者」という。）の居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 安全支援住宅 災害時に避難し、又は避難所において生活することが困難な障がい者、高齢者等で、別に定める基準に該当するものが居住する戸建住宅をいう。
- (4) 特定居住者団体 共同住宅における団体であって、次のいずれかに掲げるものをいう。
  - ア 区分所有法第 3 条に規定する団体
  - イ アに掲げる団体が組織されていない場合にあつて、耐震診断、耐震設計及び耐震改修を行うことを目的として組織され、並びに単体で建築された共同住宅の区分所有者の団体
- (5) 耐震診断 次のア及びイに掲げる建築物の構造の区分に従い、当該ア及びイに定める建築物が地震に対する安全性を保有しているかどうかを評価するための調査に基づく判定をいう。
  - ア 木造建築物 別に定めるところにより名簿に登録された建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。）が一般財団法人日本建築防災協会（イにおいて「協会」という。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき行った判定
  - イ 木造以外の建築物 建築士事務所（建築士法第 23 条第 1 項の規定により登録を受けているものをいう。）に勤務する同法第 2 条第 2 項の 1 級建築士又は同条第 3 項の 2 級建築士が行った判定の結果を基に、協会に事務局を置く既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体が、同委員会の制定する耐震判定委

員会設置登録要綱の規定により設置した耐震判定委員会（次号において「耐震判定委員会」という。）において行われた判定

- (6) 耐震設計 耐震判定委員会において行われた判定の結果を基に、前号イの1級建築士又は2級建築士が行う耐震性能の向上を目的とした工事の設計であって、耐震判定委員会が必要と認めるものをいう。ただし、建築物の主要構造物以外の部分のみが認められたものを除く。
- (7) 耐震改修 耐震診断の結果により戸建住宅、共同住宅又は安全支援住宅の地震による倒壊に対する安全性を向上するための補強工事又は建替工事をいう。
- (8) 建替工事 現に存する戸建住宅（耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る。）を除却するとともに、当該戸建住宅の存していた土地に新たに戸建住宅を建築する工事（公共事業の施行に伴うものを除く。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、第5条又は第10条の規定による補助金の申請の日において市内に住所を有する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築確認（建築基準法第6条第1項に規定する建築主事の確認をいう。）を受け、昭和56年5月31日以前に着工され、及び現に同法第8条の規定に基づいた適法な状態で居住の用に供しているア又はイに該当する戸建住宅の所有者（建替工事後に戸建住宅を所有することが確実であると市長が認める者を含む。）又はアに該当する共同住宅の区分所有者であること。

ア 昭和56年6月1日（イにおいて「基準日」という。）前に着工されたこと。

イ 基準日前に着工され、建築完了後に増築された場合であって、当該増築に係る部分の床面積が、当該基準日前に着工され、建築が完了した時における延べ面積のおおむね3割以内であること。

- (2) 次に掲げる地方税等を別に定めるところにより、滞納していない者であること（共同住宅にあっては、区分所有者ごとによるものとする。）。)

ア 志木市税条例（昭和30年志木市条例第11号）に規定する市民税、固定資産税又は軽自動車税

イ 志木市国民健康保険税条例（昭和30年志木市条例第13号）に規定する国民健康保険税

ウ 志木市都市計画税条例（昭和41年志木市条例第16号）に規定する都市計画税

エ 志木市学童保育条例（昭和51年志木市条例第31号）に規定する保育料

オ 志木市保育の実施に関する条例（昭和62年志木市条例第5号）に規定する保育料

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険料

（補助金の交付回数）

第3条の2 耐震診断、耐震設計及び耐震改修の補助金の交付は、同一の建築物につき、それぞれ1回限りとする。

（耐震診断又は耐震設計の補助金交付額及び限度額）

第4条 耐震診断又は耐震設計の補助金交付額及び限度額は、次に掲げるとおりとする。た

だし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 耐震診断 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 戸建住宅及び安全支援住宅 耐震診断に要した費用の相当額で、100,000円を限度額とする。

イ 共同住宅 1棟当たり耐震診断に要した費用の3分の2以内で、第3条の規定による補助対象者の居住戸数に50,000円を乗じて得た額（その額が別表第1の左欄に掲げる共同住宅の補助対象者の居住戸数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額）を限度額とする。

(2) 耐震設計 1棟当たり耐震設計に要した費用の3分の2以内で、前号イに規定する額を限度額とする。

（耐震診断又は耐震設計の計画認定兼補助金交付申請）

第5条 耐震診断又は耐震設計の補助金の交付を受けようとする者（共同住宅にあっては、特定居住者団体の代表者）は、志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）計画認定兼補助金交付申請書（第1号様式）に、別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

（耐震診断又は耐震設計の計画認定兼補助金交付決定通知）

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、その結果を志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）計画認定兼補助金交付決定（変更）通知書（第2号様式）により申請した者に通知するものとする。

（耐震診断又は耐震設計の完了報告兼補助金交付請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、耐震診断又は耐震設計が完了したときは、志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）完了報告兼補助金交付請求書（第3号様式）に、別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、同項の通知を受けた日の属する年度の1月31日までに行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに耐震診断又は耐震設計に係る補助金を交付するものとする。

（耐震改修の補助金交付等）

第9条 耐震改修の補助金交付額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第1項の規定の適用の対象となる耐震改修に対する補助金交付額については、当該合計額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる住宅の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 戸建住宅 耐震改修に要した費用の5分の1以内で、400,000円を限度額とする。

イ 共同住宅 1棟当たり耐震改修に要した費用の3分の1以内で、第3条の規定による補助対象者の居住戸数に300,000円を乗じて得た額（その額が別表第2の左欄に掲げる共同住宅の補助対象者の居住戸数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額）を限度額とする。

ウ 安全支援住宅 耐震改修に要した費用の相当額で、800,000 円を限度額とする。

(2) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 第 1 項の規定による所得税額の特別控除の額

2 耐震改修の元請負工事（戸建住宅及び安全支援住宅に係るものに限る。）が市内事業者（市内に本店を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業所であるものをいう。次項において同じ。）によって施工される場合における補助金交付額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、200,000 円を加算した額とする。

3 耐震改修（共同住宅に係るものに限る。）が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた市内事業者によって施工される場合における補助金交付額は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める額に、当該市内事業者が同法第 2 条第 5 項に規定する元請負人（以下この項において「元請負人」という。）であるときは当該額に 100 分の 20 を、同条第 5 項に規定する下請負人（以下この項において「下請負人」という。）であるときは当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、元請負人及び下請負人が共に市内事業者である場合においても、当該加算する額は、第 1 項に定める額に 100 分の 20 を乗じて得た額を超えることはできない。

4 前 3 項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とする。

（耐震改修の計画認定兼補助金交付申請）

第 10 条 耐震改修の補助金の交付を受けようとする者（共同住宅にあっては、特定居住者団体の代表者）は、志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）計画認定兼補助金交付申請書に、別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

（耐震改修の計画認定兼補助金交付決定等の通知）

第 11 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、その結果を志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）計画認定兼補助金交付決定（変更）通知書により申請した者に通知するものとする。

（耐震改修等の内容の変更届）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた者が、耐震改修又は第 10 条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、志木市耐震改修等変更届（第 4 号様式）に、当該内容を確認することができる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

（耐震改修の完了報告兼補助金交付請求）

第 13 条 第 11 条（前条第 2 項において準用する場合を含む。第 14 条の 2 第 1 項において同じ。）の規定による通知を受けた者は、耐震改修が完了したときは、志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）完了報告兼補助金交付請求書に、別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、同項の通知を受けた日の属する年度の 1 月 31 日までに行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（補助金の交付）

第 14 条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに耐震改修に係る補助金

を交付するものとする。

(補助金交付請求の代行)

第14条の2 第6条又は第11条の規定による通知を受けた者(以下この条において「申請者」という。)の配偶者又は3親等以内の親族(次項において「配偶者等」という。)は、当該申請者が第7条又は第13条の規定による請求(以下この条において「交付請求」という。)をする前に死亡したときは、当該申請者に代わって交付請求をすることができる。

2 前項の規定により交付請求をすることができる配偶者等は、当該交付請求をする日において市内に住所を有し、かつ、第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他のこの告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、志木市耐震診断(耐震設計、耐震改修)補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、志木市耐震診断(耐震設計、耐震改修)補助金交付額返還請求書(第6号様式)により、申請者に期限を定めて返還させることができる。

(申請者に対する指導等)

第17条 市長は、申請した者に対して建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前に第7条の規定により耐震診断の補助金の交付申請をした者に係る補助金の交付については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なお従前の例による。

(補助金交付額の特例)

4 平成27年4月1日から同年9月30日までの間に第5条の規定により耐震診断(共同住

宅に係るものに限る。)の補助金の交付申請をした者に係る補助金交付額については、第4条第2号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額に、当該共同住宅の補助対象者の居住戸数に10,000円を乗じて得た額を加算するものとする。

附 則 (平成19年告示第119号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第119号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第17号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第74号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第129号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年告示第56号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第112号)

1 この告示は、平成24年6月1日から施行する。

2 この告示の施行の日から平成24年12月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第6号ア中「別に定めるところにより名簿に登録された建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。)」とあるのは、「別に定めるところにより名簿に登録された建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。)又は建築士事務所(同法第23条第1項の規定により登録を受けているものをいう。)に勤務する建築士」とする。

附 則 (平成26年告示第62号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第57号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第44号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第52号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第52号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第55号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第60号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

共同住宅の補助対象者の居住戸数	金額
20 戸以下	1,000,000 円
21 戸以上 50 戸以下	2,000,000 円
51 戸以上 100 戸以下	3,000,000 円
101 戸以上 150 戸以下	4,000,000 円
151 戸以上 200 戸以下	5,000,000 円
201 戸以上 250 戸以下	6,000,000 円
251 戸以上	7,000,000 円

別表第2（第9条関係）

共同住宅の補助対象者の居住戸数	金額
50 戸以下	5,000,000 円
51 戸以上 100 戸以下	10,000,000 円
101 戸以上 150 戸以下	15,000,000 円
151 戸以上 200 戸以下	20,000,000 円
201 戸以上 250 戸以下	25,000,000 円
251 戸以上	30,000,000 円

〒353-8501

埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市 都市整備部 建築開発課

令和8年3月改定